

郵便等による不在者投票

郵便等で投票できるのは、
身体障害者手帳、または戦傷
病者手帳を持つていている人で、
一定の条件を備えた人と、「介
護保険上の要介護者」で、介
護保険の被保険者証に要介護
状態区分が「要介護5」であ
る者として記載されている人
です。

また、郵便等で投票をする

ことができる人のうち、次の
①②に当てはまる人は、あら
かじめ市町村の選挙管理委員
会に届け出た者（選挙権のあ
る人に限る）に、自らの代理
で投票に関する記載をさせること
ができる。

①「身体障害者福祉法上の身
体障害者」で、身体障害者

手帳に「上肢又は視覚の障
害の程度が1級」である者
として記載されている人
②「戦傷病者特別援護法上の
戦傷病者」で、戦傷病者手
帳に「上肢又は視覚の障害
の程度が特別項症から第2
項症まで」である者として
記載されている人

なお、郵便等による不在者
投票をするためには、あらか
じめ郵便等投票証明書の交付
を受けておかなければなりま
せん。

手続きなどの詳細について
は、選挙管理委員会事務局に
お問い合わせください。

※入場券に記載されている投
票時間・投票所にご注意く
ださい。

※入場券がお手元に届いても、
県外へ転出された人は当日
投票ができません。

自分で投票用紙に記入する
ことができない人は、投票所
で申し出ると代理投票をする
ことができます。

また、点字投票を希望され
る人も、投票所で申し出てくれ
ださい。



投票の期日は

有権者には、投票所入場券
を10月9日頃までに郵送しま
す。

投票日には、有権者本人が
この入場券を持って、該当す
る投票所（入場券に記載）で、
投票してください。

ただし、入場券がなくとも
選挙人名簿と本人の確認がで
きれば投票できます。

※島地部投票所は19時まで

代理投票・点字投票

自分で投票用紙に記入する
ことができない人は、投票所
で申し出ると代理投票をする
ことができます。

また、点字投票を希望され
る人も、投票所で申し出てくれ
ださい。



申込み・問合せ	〒714-1008 笠岡市笠岡一八六六一 選挙管理委員会事務局
Eメール : kasaoka.okayama.jp	FAX : 069-2164

投票所及び投票区の区域一覧

投票区	投票所	投票区の区域	投票区	投票所	投票区の区域
1	中央小学校体育館	富岡北・大磯(中央小学校区)・ 一番町・二番町・八番町・ 緑町・新横島	16	西大戸正和集会所	西大戸
			17	大井公民館	東大戸・小平井・春日台
			18	大井ハイランドホール	大井南
2	市民会館第1会議室	大磯(笠岡小学校区)・三番町・ 四番町・五番町・六番町・ 七番町・九番町・十番町・ 十一番町・美の浜	19	吉田公民館	吉田・閔戸
3	笠岡東公民館体育館	富岡南・絵師・横島・入江	20	尾坂幼稚園遊戯室	尾坂
4	貫闇講堂	伏越・宮地・浜田・仁王堂・ 川南・殿南・中央町(一部)	21	新山小学校体育館	山口・新賀(一部)
5	市民活動支援センター (元市民ギャラリー)	西東・西西・正寿場・本町・ 住吉・中央町(一部)	22	上長迫公会堂	新賀(一部)・みの越
6	笠岡保育所遊戯室	川北・殿北・追分	23	北川公民館	甲弩・走出(一部)
7	今井小学校体育館	園井・今立(一部)	24	梅木公会堂	走出(一部)
8	今井公民館	今立(一部)・馬飼・広浜	25	神島公民館	神島(中村・東村・瀬戸・天神・ 古江・深方・汁方・福浦・ 片島)・カブト南町・拓海町
9	ようすな会館	金浦	26	寺間公会堂	神島(高・寺間・見崎)
10	金浦中学校体育館	吉浜・大河・相生	27	大島小学校体育館	西大島(一部)・西大島新田
		生江浜・旭が丘・平成町・ カブト東町・カブト中央町・ カブト西町	28	大島中学校体育館	大島中(一部)・西大島(一部)
11	金浦公民館		29	大島海の見える家	大島中(一部)
12	城見小学校体育館	大宜・用之江・城見台	30	外浦会館	神島外浦
13	茂平集会所	茂平・西茂平・鋼管町・港町	31	高島公民館	高島
14	有田公会堂	有田	32	飛島幼稚園遊戯室	飛島
15	篠坂集会所	押撫・篠坂・入田	33	白石公民館	白石島
			34	笠岡諸島開発総合 センター	北木島町(大浦・楠)
			35	北木島西幼稚園遊戯室	北木島町(豊浦・金風呂)
			36	真鍋島保育所遊戯室	真鍋島
			37	六島公民館	六島